平成２５年（フ）第１０９３号
広島県廿日市市須賀３番30号
債務者　皿田美智恵
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１５号
福岡市東区名島１丁目28番21―105号
債務者　田中　宏昌
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８８号
福岡市東区西戸崎５丁目18番21号
債務者　山路　　薫（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１８号
福岡市東区奈多団地２番502号
債務者　渕上　昭二
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６２号
福岡市東区多の津５丁目18番22―208号
債務者　幸野　芳和
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３７号
福岡県宗像市徳重541番地１レジェンド桜参番館306号
債務者　落合　彦人
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７２号
福岡市中央区地行２丁目10番34号
債務者　奥田　智也
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７３号
福岡市中央区地行２丁目10番34号
債務者　奥田　　純
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７５号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野82番地６ファミールＭＡ棟201号
債務者　平山　稔恵（旧姓串崎）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８４号
福岡市東区美和台４丁目６番２号
債務者　三箇　久義
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９１号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　４棟102号
債務者　吉田伊津子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９５号
福岡市早良区星の原団地22番103号
債務者　近藤修一郎
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９６号
福岡県春日市日の出町５丁目10番地南福岡ハイツ202号
債務者　前山　廣之
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０１号
福岡市中央区平尾４丁目１番15号
債務者　中山カンナ（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０２号
福岡市西区小戸１丁目12番14号
債務者　的野　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０３号
福岡市西区小戸１丁目12番14号
債務者　的野　増代
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０５号
福岡県糸島市加布里319番地７
債務者　有田　幸弘
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０９号
福岡県春日市下白水北５丁目210番地クリスタルハイツ202号
債務者　渡邉　久実
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部